



万が一

事故が起ってしまったら！
速やかにご連絡ください。

✓ このような事故が対象となります

<p>火災共済 ご加入の方</p>	<p>① 火災</p>	<p>② 落雷</p>	<p>③ 破裂・爆発</p>	<p>④ 外部からの物体の 落下・飛来・衝突</p> <p>車両の飛び込みなど(自然災害を除きます)</p>
<p>⑤ 建物内部での車両又は その積載物の衝突又は接触</p> <p>自然災害の事故による損害は除きます</p>	<p>⑥ 水ぬれ</p> <p>自然災害を除く給排水設備に生じた事故等による水ぬれ(蛇口の締め忘れなどは対象外)</p>	<p>⑦ 盗難によって生じた き損・汚損</p> <p>ただし盗難品の損害は除きます</p>	<p>⑧ 騒じょう・集団行動</p> <p>集団行動による破壊行為などによる損害</p>	
<p>総合共済 ご加入の方</p>	<p>火災共済の対象事故 ①から⑧すべて</p>	<p>⑨ 風水害・雪害 その他自然災害による損害</p> <p>風水害・水害・雪害等、損害額が1万円を超える場合にお支払いの対象となります。(老朽化などは対象外)</p>	<p>⑩ 地震・噴火・津波</p> <p>地震・噴火・津波は建物5%以上(家具類などは70%以上)の損害があったときにお支払いの対象となります。ただし、全壊の場合で加入共済金額の50%が支払限度です。</p>	

※自然災害における建物外部の損壊をとまわらない吹き込みや浸み込み、漏水等による建物内部の損害は除きます。
※事故発生の際は、まずケガ人の救護、損害拡大の防止、警察・消防・救急などへの連絡をお願いいたします。

事故が発生したら まずご連絡下さい

お近くのNOSAI(農業共済)に遅延なくご連絡ください。速やかにご連絡いただかなかった場合に、共済金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

✓ お支払いの流れ



共済金の請求方法は、難しくはありません。
また、調査にお伺いした際にもご説明いたしますので、疑問・質問は担当者にお話してください。

※約款に定める共済金の請求に必要な書類がNOSAIに到達した日の翌日から30日以内に、共済金を支払うために必要な事項の確認を終え、共済金をお支払いします。(ただし、特別な調査などが不可欠な場合は、お支払いまでの期間を延長することがあります)

✓ 罹災時の手続きに関するお願い

- 警察に届け出た場合には、届出番号をご連絡ください。
- 事故にあった建物が、他の共済・保険などに加入している場合はご申告ください。
- 損害状況や事故発生状況の確認についてご協力をお願いいたします。
- 調査にお伺いする前に修理をはじめていただいてもかまいませんが、修理前の損害箇所の撮影をお願いいたします。
- 早期の共済金のお支払いに向け、速やかに必要書類のご提出をお願いいたします。

✓ 修理見積書について

- 工事内容、数量、単価、金額等の内訳を表示してください。申告された被害箇所について過不足がないようにしてください。
- 原状回復のための修理のみとし、いわゆるグレードアップ(材質や機能の向上)やリフォーム(増改築)などの工事は対象になりませんので見積りから除いてください。
※ 修理業者に対して見積内容を問い合わせる場合があります。